

別記第5号様式（第7条関係）

一般廃棄物処理業等（収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業）許可証

許可第3-4号

令和3年 9月16日

旭川市新星町1丁目1番9号

旭東清掃株式会社

代表取締役 成田 義勝 様

和寒町長 奥 山

盛



令和3年9月7日付けで申請のあった、一般廃棄物（収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業）については、これを許可します。

取扱一般廃棄物の種類	一般廃棄物 (紙くず、廃プラスチック、ガラス残さ、家庭系ごみ)
業 の 区 分	一般廃棄物収集運搬業
許可の有効期限	令和3年 10月 17日から 令和5年 10月 16日まで (2年間)
廃棄物の処分先	和寒町一般廃棄物最終埋立処分場
許可区域	和寒町区域内

遵 守 事 項

1. 許可証は、他人に譲渡又は貸与しないこと。
2. 許可証の有効期限が満了したとき、又は事業を休廃止、若しくは許可を取り消されたときは許可証の返還をすること。
3. その他関係法令、条例及び規則の規定を遵守すること。